

第43回「食品の表示に関する共同会議」議事概要

1. 委員の出欠

宇理須委員、小笠原委員、鬼武委員、手島委員、上谷委員が欠席。

2. 概要

事務局（竹谷消費・安全局長、小川表示・規格課長）より挨拶。

事務局（高畠、吉松）より、

- ・ 新委員の紹介
- ・ 加工食品の原料原産地情報に係る最近の動向について、参考3、4に基づき説明。
- ・ 内閣官房消費者行政一元化準備室 坂内補佐を紹介。

< 議題1について >

座長：それでは、議題1の「加工食品の原料原産地表示などの情報の提供について」の説明を事務局よりお願いしたい。

（中間的な論点とりまとめ（案）への意見等の概要と回答）

事務局（高畠）より資料1に基づいて説明。

田島座長：この中間的な論点取りまとめ案については、大括り表示・輸入中間加工品の原産地表示・可能性表示の導入、原料原産地表示の義務拡大、ホームページ等を利用した食品情報開示の仕組み、インターネットを利用できない消費者や中小零細事業者等への配慮の要望、検討に当たっての課題等、様々なご意見をいただいた。これらの意見への対応方針案が示されるとともに、中間的な論点取りまとめ案については、特に修正の必要がないと考えられるとの説明があった。

委員の皆様から何かご質問、ご意見はあるか。

増田委員：資料1別紙の5ページにある、「餡」についての意見の意味がわからない。

事務局（高畠）：餡を炊くには水を使うので、水が重要という認識から情報開示をすべきとの意見。

神田委員：パブリックコメントにおいて意見が寄せられ、共同会議においてもいくつかの指摘があったと思う。もう少しわかりやすくしてもいいのではないか。

例えば、パブリックコメント回答の - 3「生産者の励み」に関する意見について。表示は消費者の選択のためのものであり、違和感があるとの意見がパブリックコメントでも寄せられている。意見を受け止めてもいいのではないか。

- 1のように「制度化」を心配する意見もある。義務的要素が強いのではないか。共同会議ではそこまで詰めて検討していない中、このままの言い方でよいのか。

とりまとめ案4ページの「安全性を示すものではないものの、・・・」は、もっと明確な表現にしてほしい。「・・・ものの」でなく、「・・・ことをしっかり認識することが必要」などとすべき。

- 7にある「製造工程管理の一環とみること・・・」という質問への回答内容は、本文に反映させた方がいいのではないか。

事務局(小川)：神田委員の前半の意見について確認したい。 - 3は、中間とりまとめ案4頁、10行のところだと思う。書きぶりには、共同会議の判断であるという意味と、事実を指摘しているという意味の2種類があると思う。事実認識としての意見とするのであれば、「・・・励みになるとの意見がある」と修正してはどうか。

2点目の指摘については、共同会議の判断として示すのであれば、「・・・安全性を示すものではない。他方、・・・」のようにすればいいと思うがどうか。

神田委員： - 3は、意見が出されたことを否定するものではない。2点目は、それでいいとしたい。

事務局(吉松)：「制度化」については、タイトルや文章に出てくるが、制度化すなわち義務付けではないと理解している。まとめの部分では、「仕組み」という言葉も使わせていただいている。本文は修正せず、パブコメの意見への回答に「仕組み」という言葉を使い、詳しく回答したいがどうか。

神田委員：制度化の受け止め方について意見が出ている。パブコメは、意見を受け止めるためのものでないか。大きく変えるのではなく、今回の到達点だけ書けばいい。まとめのエッセンスをにも記載すればいいのではないか。

信太委員：先ほどの課長の説明ですと、当面は「仕組み」の検討だが、将来は「制度化」する、という趣旨に読めることに危惧を覚える。資料1の「対応方針(案)」を見ると、一つは、原料原産地情報の包材への「表示」について、「大括り表示」等の具体的なイメージを示しつつ、加工食品一般について「表示」の義務付けが可能かどうかの検討を行う、一方、包材への表示にはスペースの問題や国際的なルールとの整合性等の種々の問題があることから、ホームページ等で原料原産地情報などの「情報開示」を行う制度化も検討する、となっている。これは、一見、矛盾しているようでもあり、また、事業者からすれば、今後、二重の縛りを受けるといった印象がある。

そもそも、事業者サイドとしては、原料原産地情報に係る包材への「表示」及び今後検討がなされる「情報開示」については、種々の課題・問題等があるので、義務付けではなく、「意欲的」な事業者の自主的な取組を推奨する等の方向で行うことが適切であるとの要望を事業者としては従来から出してきたので、その方向で検討願いたい。

原委員：パブコメで意見の出た「制度化」の文言についてだが、共同会議の最終目的は表示をわかりやすくすること。積極的なニュアンスを出してもいいと思う。一定の制度化に向けた結論を出すとした方がいい。

「・・・励みになる」との意見がある」との修正については、今の国産農畜産物の生産者にとって、自分達の産地が表示されることは勲章であり、励みになる。産地サイドからすればまさにそのとおりであり、原文のとおりとしていただきたい。

田島座長：「・・・励みになる」の部分は両方の意見があった。表現ぶりについては、座長一任ということにさせていただきたい。

増田委員： の2「情報伝達手段の高度化に対する対応」の部分の表現がよくわからない。「消費者に伝われば安心するのではないか」というものである。」という曖昧な表現ではなく、「伝えるべきだ」という明確な表現であるべき。当該箇所は消費者にとって非常に重要な部分。制度化については、ホームページなどの情報提供手段を制度化すべき段階か検討してからではないか。ホームページは高齢者には伝わりにくい手段。むしろこのことを考慮に入れた方が、現状を表した表現になる。

田島座長：では、方向性としては原案どおりとし、ご指摘のあった点、

いただいた意見については、事務局で整理して座長一任で修正することとしてよいか。

澁谷委員：共同会議では、制度化に向けてという意図で検討してきたのではないか。その方向も変えるということか、事務局の考え方を聞きたい。

事務局（竹谷）：去年夏から、原料原産地表示の議論を進めてきて、中間とりまとめ案がまとめられた。情報開示の制度化に向けての方向性と認識している。内容は新たに設置する検討会で議論を深めていく。

（中間的な論点とりまとめを踏まえた今後の検討方向）

田島座長：それでは中間的な論点とりまとめを踏まえ、事務局から今後の方針について説明をお願いします。

事務局（高畠）より、資料1の3（2）対応方針案について説明

事務局（吉松）：情報開示については、中間取りまとめ案が確定後、これを踏まえて新しい検討会を立ち上げたい。現在、委員候補にお願いをしているところ。構成としては、消費者、学識経験者、マスコミ関係者、事業者、事業者団体を考えている。検討事項については、インターネットを始めとする多様な媒体を活用した情報開示のあり方、ネットスーパーなど様々な販売方法に対応した開示のあり方、この大きく二つを考えている。来月にも検討会を始めたい。状況は適宜共同会議に報告申し上げたい。

宗林委員：今の説明は、検討会での議論を適宜共同会議でご紹介するという意味なのか。二つの関係について説明いただきたい。

事務局（竹谷）：中間的な論点とりまとめを受けた形で検討会がスタートする。共同会議は農水省・厚労省両省の正式な審議会であるが、検討会は、その部会として設置するわけではなく、消費・安全局長の私的諮問機関として設置させていただく。ただ、検討会の議論のもととなる中間的な論点とりまとめは共同会議でまとめていただいたものであるので、検討会の議論は適宜報告させていただく。

澁谷委員：二点要望がある。一点目は、広告の定義と表示の定義の境目が今後の検討で問題になってくるのではないかと思う。事務局でも委員でもよいが、その点について法律的な整理ができるようにしてほしい。二点目は、視覚だけの検討でなく、障害者の方へも情報が

届くような仕組みができるようご議論いただきたい。

信太委員：先ほどの局長の説明についての確認ですが、秋を目途にとりまとめるというのは、「表示」については「最終的なとりまとめ」ということであり、「情報開示」については、検討会における秋までの議論の中間的な成果を共同会議に報告すると理解してよろしいか？もう一つは、表示の共同会議は、秋以降も存続するのか？

事務局（小川）：中間的な論点とりまとめには二つの論点がある。の原料原産地表示について、秋までに最終的なとりまとめを出すということである。については別途検討会を設けて結論を出す。

神田委員：中間的な論点とりまとめ案のについては、引き続き共同会議で議論して結論を得る。については、新しく立ち上げる検討会で議論する。については、検討会で責任をもって議論し、結論を出す。ただ、議論の発端は共同会議であるので、その進捗について報告を受けるけれども、主体となる議論は検討会であり、共同会議とは別物である、という理解でいる。そのような議論の取扱いについて、中間的な論点とりまとめ案に記載してもいいのではないかと考える。また、対応方針案の説明がわかりにくい。例えば、大括り表示等を中心に表示方法について今後も検討すると記載しているが、「法律の附則第5条第2項を踏まえ」と書かれると、理解できない。附則はすべての加工食品の主な原材料の原産地について検討を加えるという内容であり、これを「踏まえる」という表現で本当に適切なものか。その点を明確にさせていただかないと混乱する。

事務局（小川）：ご指摘のとおり、原料原産地表示については、共同会議で平成15年、18年に報告書を出してきた。事務局としては、このような蓄積された議論を踏まえてとりまとめるという作業であることは認識している。

事務局（竹谷）：繰り返しになるが、宗林委員、神田委員からのご指摘もあったように、原料原産地表示はこれまでの議論及び米トレサ法の附則を視野に、引き続き検討していただきたい。情報開示制度については、別途検討会を設置し、経過を適宜共同会議に報告させていただく。

田島座長：では、局長に総括いただいたように、原料原産地表示は共同会議で引き続き議論する。情報開示制度については、新たに設置した検討会で議論することとする。

<議題2について>

田島座長：続いて議題2その他について、事務局より報告があるということなので、説明をお願いします。

事務局（西嶋）より、資料2、机上配付資料（製造所固有記号Q & A）により、食物アレルギーについて、その原因物質の最近の傾向に加え、アレルギー症状を有する方への、電話での問い合わせやインターネット等による適切な情報提供、対面販売等を行う場合や飲食店等での情報提供の引き続きの推進等について説明。

阿久澤委員：アレルギーには個人差があるという点について、どう表示に反映していくのかという問題点がお示しされたが、年齢によってアレルギー物質が異なるという点を指摘したい。特に、子供に発症しやすいアレルギー物質があるということについても、問題点として認識していただきたい。

事務局（西嶋）：乳幼児に限ると10人に1人は何らかの食物アレルギーをもっており、その中でも卵、乳、小麦が多い。一方、成人だと甲殻類が多いという特徴がある。ただ、本日も説明したデータについては、まだ集計が終わったばかりで、年齢別の分析はできていないという状況だが、ご指摘の点は重要な視点と考えるので、認識しなければいけないと考えている。

宗林委員：聞き取った医師は小児科がメインか。

事務局（西嶋）：おおまかに言えば、6割が小児科、3割が内科・アレルギー科、1割が皮膚科、眼科。本アンケートの配布については、小児科学会、アレルギー学会を通じてお願いしている。

<今後の予定>

田島座長：では、次回の予定について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局（高島）：今回は、引き続き加工食品の原料原産地についてご議論いただきたいと考えているので、引き続き宜しくお願いしたい。

以上